

1. 件 名：「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の事業変更許可申請に関する面談」

2. 日 時：令和3年12月1日（水）13時30分～15時00分

3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

石井企画調査官、古作企画調査官、津金主任安全審査官、田中管理官  
補佐、尾崎安全審査専門職、田口安全審査専門職、川村安全審査専門  
職、赤石原子力規制専門員

地震・津波審査部門

佐藤主任安全審査官

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他10名

5. 要旨

- (1) リサイクル燃料貯蔵株式会社（以下「RFS」という。）から、今後予定している震源を特定せず策定する地震動に係る事業変更許可申請（以下「許可申請」という。）について、配布資料に基づき行政相談があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について伝えた。
  - ・ 審査の進め方については、本許可申請と現在審査中の設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請とで主たる審査を担当する部門が異なるため、並行して審査を行うことになる。
  - ・ 先行する他事業者においては、実工事が発生しない評価の追加のみの場合でも、基本設計方針の変更として設工認申請及び使用前事業者検査を実施することとしており、RFSにおいても同様の対応とすること。
  - ・ 本許可申請に対応する設工認については、既認可工事の変更とするのか、新規申請の工事とするのか使用前事業者検査との関係も整理した上で許可申請書での工事計画等を記載して申請すること。
  - ・ 技術者の経歴のマスクングについては、開示している他事業者の考え方も聴取した上で、RFSの考え方を整理して対応すること。
  - ・ 本許可申請に当たっては、RFSと同様に新規規制基準適合の設工認審査中である日本原燃とも情報共有して検討すること。

(3) RFS から、上記の内容を踏まえ、早期に申請できるよう準備を進める旨の回答があった。

## 6. 配布資料

- ・資料1 リサイクル燃料貯蔵株式会社 行政相談

## 参考

※ 令和3年11月18日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の事業変更許可申請に関する面談の資料提出」